

令和 8 年度・9 年度
鏡野町建設工事入札参加資格審査申請書受付要領
【町内業者】

1. 受付部門 建設工事

2. 参加資格要件 審査を受けるためには、次の要件を備えていなければなりません。

- (1) 申請する業種について、建設業法の許可を受けていること。
- (2) 申請する業種について、令和 7 年の経営事項審査（審査基準日：令和 6 年 8 月 1 日～令和 7 年 7 月 31 日）を受審し、総合評定値の請求を行っていること。
- (3) 建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度又は特定退職金共済組合のいずれかに加入していること。
- (4) 社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入していること。
※加入義務が無い場合は除く。
- (5) 県税、消費税及び地方消費税、町税を完納していること。
- (6) 申請する業種について、令和 7 年の経営事項審査の申請における年間平均完成工事高が 500 万円以上であること。

《特例》

経営事項審査の申請における年間平均完成工事高が 500 万円未満の者であっても、次に該当する者は入札参加資格審査申請を行うことができます。

- ① 経営事項審査の工事種類別完成工事高において 2 年平均を選択した場合
令和 7 年の経営事項審査の申請における審査対象事業年度の完成工事高と審査対象事業年度の翌年から入札参加資格審査の申請時までの建設工事の完成工事高の平均が 500 万円以上である場合
- ② 経営事項審査の工事種類別完成工事高において 3 年平均を選択した場合
令和 7 年の経営事項審査の申請における審査対象事業年度の直前期の完成工事高と審査対象事業年度の完成工事高、審査対象事業年度の翌日から入札参加資格審査の申請時までの完成工事高の平均が 500 万円以上である場合
- (7) 建設業に係る労働者災害補償保険に加入していること。
- (8) 舗装工事については、岡山県が実施する「舗装業者工事施工能力審査」を受審し、資格を得ていること。

3. 受付期間 令和 8 年 1 月 9 日～令和 8 年 2 月 20 日

4. 受付方法 専用のWEBサイトから申請してください。

(紙ファイルでの申請は不要)

- ① 鏡野町ホームページより申請書（エクセルファイル）をダウンロードし、必要事項を入力する。
- ② 鏡野町ホームページより添付書類をダウンロードし、必要事項を入力後（押印が必要なものは押印後）PDFデータに変換する。
- ③ 証明書などの紙資料をスキャナや複合機でPDFデータ化する。
- ④ ①～③のデータファイルを下記の申請WEBサイトに必要書類ごとにアップロード（登録）する。（アップロードできるファイルは必要書類ごとに1ファイルとなりますので、結合等の処理が必要になります）

WEBサイトURL <https://bid-entry.com/>

5. 提出書類 別紙「提出書類一覧表（建設工事）【町内業者】」のとおり

6. 有効期間 令和8年6月1日から令和10年5月31日まで

7. 審査結果 審査通知書により通知します。（通知日：令和8年5月末）

8. その他

(1) 岡山県の「令和8年度・令和9年度の入札参加資格認定通知ハガキ若しくは通知文書」は、届き次第「写し」を提出してください。

(2) 実務経験証明書について

建設業許可申請に提出するものと同じものが必要となります。

① 証明できる者

証明は実務経験を積んでいた時期の使用人（法人又は個人事業主）が行うこと。倒産・死亡等により当時の使用者からの証明を受けることができない場合には、その当時から営業を行っている同業他社の2社からの証明を取得すること。なお、この場合においても工事請負契約書等の書類確認ができれば認めない。個人事業主は自分自身を証明できないので、同業他社の2社による証明が必要。

② 実務経験について

建設工事の施工を指揮、監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験、及びこれらの技術を習得するためにした見習中の技術的経験、又は建設工事の発注に当たって設計技術者として設計した経験も含むものとする。

実務経験年数は、雇用されて工事に従事していることを確認するので、原則として社会保険加入期間の年月を記入すること。なお、社会保険未加入期間がある場合は、その期間について雇用されていたことがわかる書類（出勤簿、賃金台帳及び源泉徴収票並びに所得証明書の写し（所得証明書については発行可能な期間のものに限る。））を提出すること。

③ 作成枚数

業種ごとに分けて作成すること。

④ 実務経験の内容

工事請負契約書に基づき、工事ごとに記載すること。また、確認のため当該工事請負契約書の写しを提出すること。

⑤ 期間計算方法

実務経験期間は、記載された工事の工期と次の工期の間の空白期間が 3 か月以内であれば、実務経験は継続しているとみなす。ただし、空白期間が 4 か月以上の場合は、当該期間を控除して指定年数を計算すること。

⑥ 学歴＋実務経験により専任技術者になる場合

卒業証明書（原本）を添付すること。（原則として卒業証書の写しは不可。ただし、専門士・高度専門士の称号が付与されていることが卒業証明書に記載されない場合は、卒業証明書（原本）に加えてその旨が記載された卒業証書・称号授与書の写しを添付すること。）

（３）電子入札システム

- ① 建設工事の入札は、原則としてすべて電子入札にて実施します。
- ② 電子入札用 IC カードを有し、利用者登録しなければ入札に参加できません。
- ③ 利用者登録には、別途システム ID が必要です。今回新規に申請した者は、令和 8 年 6 月 1 日以降に下記より検索、登録してください。

岡山県電子入札共同利用システム <http://www.e-okayama.t-elbs.jp/>

9. 問い合わせ先

鏡野町役場総務課 契約管理係

電話：0868 - 54 - 2111